

令和2年4月定例教育委員会
議案説明資料

報告 3件

議案 1件

計 4件

番号	報告第4号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	人事異動の専決処分の承認を求めることについて		
説明	令和2年3月31日付け及び4月1日付けで教育委員会事務局職員の人事異動を行ったので、これを報告し承認を求めるものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年3月31日、4月1日		

番号	報告第5号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育委員会障害者活躍推進計画の作成及び公表の専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>国及び地方自治体の公務部門においては、障害者雇用を継続的に進めることが重要であり、障害者の活躍の場の拡大のための取組を不断に実施する等、自律的なPDCAサイクルを確立できるよう、障害者活躍推進計画を作成することとされました。</p> <p>障害者活躍推進計画については、公務部門の任命権者ごとに作成しなければならないとされ、令和2年4月1日までに作成することが求められていたところですが、市全体での均衡を図る観点から、市長部局における計画が策定されたことを踏まえ、その整合を図る必要性があったことから、時期を同じくし、松原市教育委員会においても令和2年4月1日付けで松原市教育委員会障害者活躍推進計画を教育長専決にて作成し、及び公表したため、これを報告し承認を求めるものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和2年4月1日</p>		

番号	報告第6号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	松原市会計年度任用職員の給与に関する松原市教育委員会規則の制定について		
	<p>令和2年4月1日より、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、教育に関し専門性のある次に掲げる職種として採用される者を、パートタイム会計年度任用職員とし、その職種に応じ、給料の額を定めるとともに、通勤手当、給与の減額、時間外勤務手当、期末手当、休職者の給与、特別の旅費に関し、必要な事項を定めるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語指導助手（1） 「語学指導を行う外国青年招致事業について」に基づき語学指導に従事する外国青年をいう。 ・ 外国語指導助手（2） 外国語指導助手であって、外国語指導助手（1）に該当しないものをいう。 ・ 英語教育コーディネーター ・ 部活動指導員 ・ 小学校英語指導助手 ・ 日本語指導助手 		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年4月1日</p>		

番号	議案第12号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	令和3年度使用松原市立義務教育書学校教科用図書選定の諮問について		
説明	<p>令和3年度使用松原市立義務教育書学校教科用図書選定において、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第3条に基づき、令和3年度から松原市立義務教育諸学校(中学校)において使用する教科用図書の採択に関して、調査及び研究を行い、その選定に関して意見を示されたく諮問するもの。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程

平成 13 年 2 月 20 日

教 委 規 程 第 1 号

(設置)

第 1 条 松原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、松原市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(設置期間)

第 2 条 委員会を置く期間は、新規の教科用図書の採択が必要な年度の前 1 年とする。

(委員会の担任する事務)

第 3 条 委員会は、教育委員会の諮問により、松原市立義務教育諸学校の教科用図書の調査および研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命または委嘱する。

(1) 教育委員会事務局職員

(2) 松原市立義務教育諸学校の校長および教員

(3) 松原市立小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者

2 委員の任期は、第 2 条に規定する委員会の設置期間とする。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

(委員長および副委員長)

第 6 条 委員会に委員長および副委員長各 1 名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査員)

第 8 条 委員会は、必要に応じて調査員を置いて調査を行うものとする。

2 調査員の人数は、委員会が種目ごとに定める。

3 調査員は、教育委員会事務局職員並びに松原市立義務教育諸学校に勤務する校長および教員のうちから、教育委員会が任命する。

4 第 5 条第 3 項の規定は、調査員に準用する。

(施行の細目)

第 9 条 この規定に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領

平成 26 年 4 月 22 日改訂

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）は、以下の運営要領によって運営する。

1. 選定委員会は、学校教育部長、学校教育部次長、校長代表 2 名、教頭代表 1 名、松原市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者 2 名（松原市 P T A 協議会代表）を持って組織する。
2. 選定委員会は、調査員の報告をもとに、各種目ごとに教育委員会に答申する。
3. 選定委員会は、必要に応じ大阪府教育委員会事務局の助言を求めることができる。
4. 選定委員会委員は、別紙様式による誓約書を提出する。
5. 教育委員会は、松原市立小・中学校の校長および教員のうち、当該教科について、すぐれた専門的知識を有するものを調査員に任命する。その数は各種目につき 3 名とする。
6. 調査員は、採択が適切に行えるよう大阪府教育委員会が作成した教科用図書選定資料等を活用し、各種目ごとに必要な調査検討を行い、その結果を書面によって選定委員会に報告する。
7. 調査員は、別紙様式による誓約書を提出するものとする。
8. 保護者の代表に対しては、出席した日数に応じて費用弁償を含む額をその都度支給する。
9. 選定委員会の事務局を本市教育委員会学校教育部教育推進課内におき、指導主事をもって充てる。

(案)

松 教 推 第 〇 〇 号

令 和 2 年 4 月 15 日

松 原 市 立 義 務 教 育 諸 学 校

教 科 用 図 書 選 定 委 員 会 委 員 長 様

松 原 市 教 育 長 美 濃 亮

令 和 3 年 度 使 用 松 原 市 立 義 務 教 育 諸 学 校 教 科 用 図 書 の 選 定 に つ い て (諮 問)

標記について、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第3条に基づき、令和3年度から松原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関して調査および研究を行い、その選定に関して意見を示されたく諮問いたします。

つきましては、選定に関する答申をいただきますようお願いいたします。

選定委員名簿（案）

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第 5 条に基づき、以下の者を任命又は委嘱する。

- (1) 教育委員会事務局
 - ・松原市教育委員会 学校教育部長
 - ・松原市教育委員会 学校教育部次長
- (2) 松原市義務教育諸学校の校長および教員
 - ・中学校長代表（2名）
 - ・中学校教頭代表（1名）
- (3) 松原市立小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者
 - ・PTA代表（2名）

*選定委員会は、7名で構成する。

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦）		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	
学校種別等区分												
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎	
	採択		△			▲	△	△				
	使用開始			○			●	○	○			
中学校	検定		◎			◆	◎	◎				
	採択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
高等学校	主として 低学年用	検定			◎			◎	◎			
		採択				△			△	△		
		使用開始	○								○	○
	主として 中学年用	検定				◎				◎	◎	
		採択	△				△				△	△
		使用開始		○				○				○
	主として 高学年用	検定	◎				◎				◎	◎
		採択		△				△				△
		使用開始			○				○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。